



令和5年9月8日

## 世田谷区本庁舎における区民利用・交流拠点施設について

世田谷区では、新しい本庁舎の整備に伴い、区民会館や区民交流スペース等からなる区民利用・交流拠点施設を設置し、区民や市民活動団体との協働を推進します。

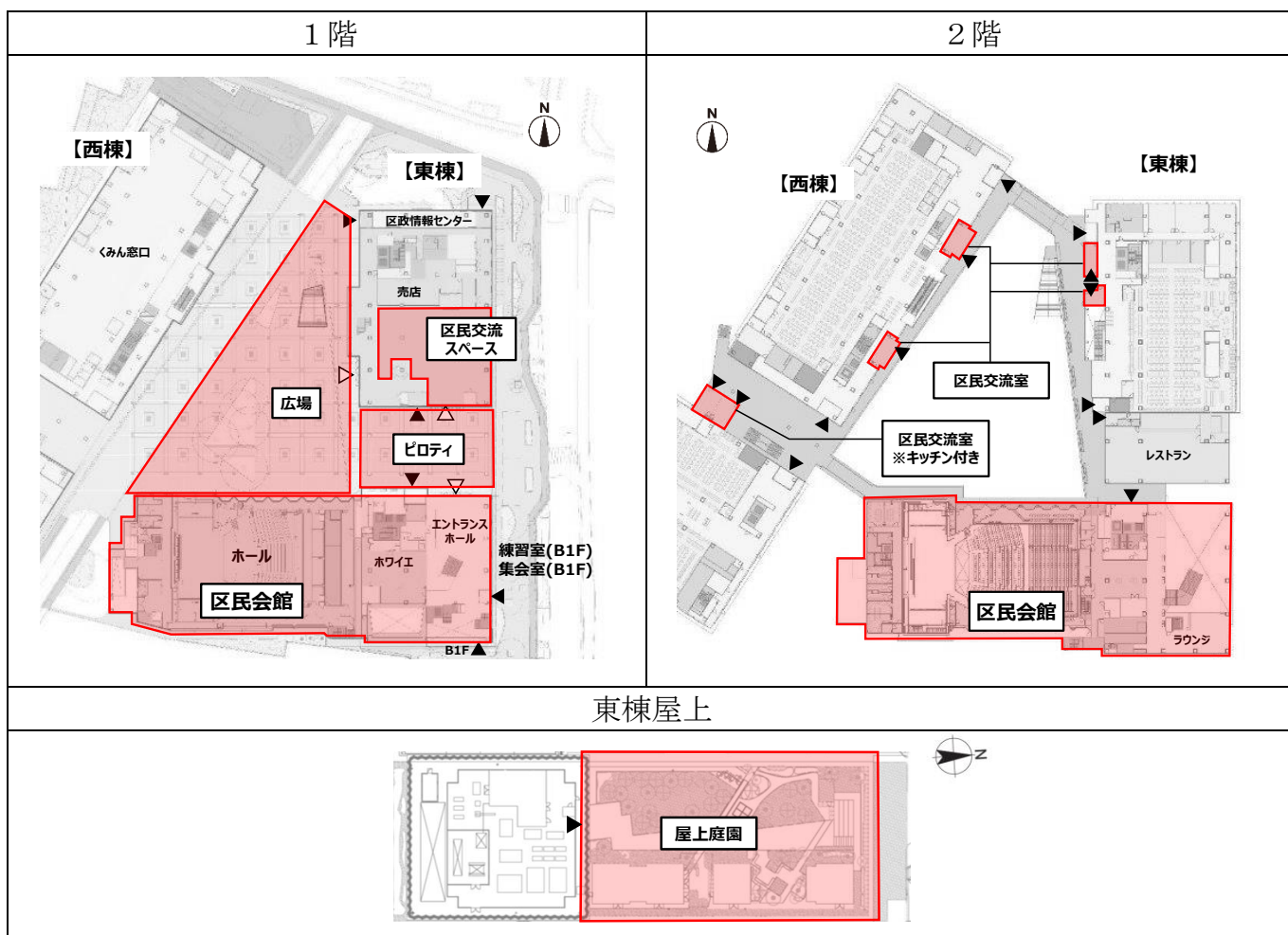
### 1 施設概要

#### (1) 目的

平成28年12月策定の世田谷区本庁舎等整備基本構想において、基本的方針の一つとして「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」と掲げており、区民交流スペースや、世田谷区民会館、広場等も含めた区民利用・交流拠点施設を舞台に、さまざまな区民、市民活動団体及び区が協働して相互に影響を与え合いながら、多様な人々、一人ひとりが新たな縁を生み出し、交流して、心豊かな住みやすい暮らしを実現することをめざす。

#### (2) 施設内容

区民利用・交流拠点施設は、世田谷区民会館、区民交流スペース、区民交流室、広場、ピロティ、屋上庭園（東棟）とする。



## 2 事業概要

区民利用・交流拠点施設運営実施計画（素案）では、運営基本計画に定めた「基本方針」に基づき、3つの観点から事業を組み立てることとしている。

- (1) 多様な人々の交流を生み出す場をつくる（区民活動・交流事業）
  - ・市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業
  - ・区民と区の交流、調和を生み出す事業
  - ・区民の憩いの場所を演出する事業 等
- (2) 文化・芸術によって暮らしを豊かにする（文化・芸術事業）
  - ・区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業
  - ・地域のアーティスト、文化団体と連携する事業
  - ・区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業 等
- (3) みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる（みどり事業）
  - ・みどりに触れ、育む機会を提供する事業
  - ・地域にみどりを広げるための事業
  - ・みどりを共に育む事業 等

また、全体調整機能として、周辺地域との連携や賑わい創出等の事業、区民や市民活動団体と区が協働する（仮称）運営委員会の運営を進めていく。

## 3 今後の予定

令和5年度	シンポジウム開催等により周知及び意見聴取 運営実施計画策定
令和6年度以降	区民会館開設 事業者選定 (仮称) 運営委員会組成
2期工事竣工後	区民交流スペース、区民交流室、広場、ピロティ、屋上庭園開設
3期工事竣工後	区民交流室（キッチン付き）開設

◎問合先 市民活動推進課 電話03-6304-3768  
文化・国際課 電話03-6304-3427